

「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しについて

1 要旨・目的

令和3年6月24日の生活福祉保健委員会で報告した「広島県動物愛護管理推進計画」の素案について、令和3年7月2日に実施した生活福祉保健委員会集中審議における意見及びパブリックコメントを踏まえ修正し、別紙のとおり策定する。

2 現状・背景

- ・平成23年度の都道府県別の犬猫殺処分数が全国ワーストとなった。
- ・以降、犬猫の保護・引取頭数の削減、返還・譲渡頭数の増加に注力して取り組み、現在は、事実上殺処分のない状態となっているが、犬猫の保護・引取頭数は依然として多い。
- ・動物福祉の観点から薬物によって安楽死するものを除き、全ての犬猫を譲渡できている現状ではあるが、その大部分は特定の動物愛護団体への譲渡である。
- ・令和元年6月、「動物愛護管理法」が改正され、動物取扱業者に対して、飼養施設の規模等の数値規制が設けられるとともに、マイクロチップ装着後の販売が義務付けられた。
- ・マイクロチップの装着は、一般飼養者、動物愛護団体に対しては努力義務とされた。

3 計画の概要

(1) 計画期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度（10年間）

(2) 計画見直しの考え方

ア 「動物愛護管理法」と「動物愛護管理基本指針」の改正内容を反映した。

イ これまでの取組の現状と課題を踏まえて、計画の取組に反映するとともに、数値目標を設定した。また、新たに「マイクロチップ装着率」等の活動指標を設定した。

ウ 令和5年に開設予定の県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込んだ。

(3) 取組の方向

「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための取組として、本計画では次の2つの方向性を示す。

- ア 動物愛護普及啓発の推進 イ 適正飼養の推進

(4) 根拠法令

動物愛護管理法第6条

4 計画素案の修正

- ・生活福祉保健委員会集中審議（令和3年7月2日）における意見（10件）を踏まえ、計画素案を修正した。
- ・パブリックコメント（令和3年6月25日～7月26日）意見（49件、15名分）を踏まえ、計画素案を修正した。

(1)集中審議における意見への対応

意見の件数：10件

No	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
1	<p>○計画の策定に当たっては、国の基本指針を踏まえ、中長期的な目標を明確にするとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等について、わかりやすく記述されたいこと。</p> <p>○特に、犬猫収容頭数の目標設定については、その考え方を具体的に記述するとともに、これまでの実績や動向を踏まえた現実的な目標が設定されるよう検討されたいこと。</p>	<p>○御意見を踏まえ、「現状と課題」、「目指す姿と目標」をはじめ計画全体について、わかりやすい記述となるよう修正しました。また、各取組の実施主体の役割について、一覧に示しました。</p> <p>○犬猫収容頭数の目標設定の考え方について、具体的な記述となるよう修正しました。</p>	9-50 18
2	<p>計画に掲げる目標の達成に向けては、各年度の進捗状況をしっかりと把握するとともに、PDCAサイクルによる効果検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、着実に成果に結びつけられるように取り組んでいく必要があること。</p>	<p>計画の進捗状況については毎年度、動物愛護管理推進協議会で検証することとし、必要に応じて見直しを行うなど適切に対応してまいります。</p>	42
3	<p>この計画がしっかりと県民に浸透するよう、地域での餌やり問題や狂犬病予防接種率の低下、咬傷事故などの諸課題に対する対策や、愛護動物や特定動物の定義など、読み手に取って分かりやすい記述となるよう工夫されたいこと。</p>	<p>御意見を踏まえ、地域での餌やり問題などの諸課題に対する対策はわかりやすい記述となるよう修正しました。また、「愛護動物」や「特定動物」など専門的な用語は、わかりやすくなるよう説明を入れました。</p>	9-40
4	<p>活動指標である「マイクロチップ装着率」を向上させるためには、国に対してマイクロチップの施術費用に係る支援制度の創設を働きかけるとともに、県独自で施術費用の一部補助を検討するなど、一般飼養者への動機づけにつながる取組の充実を図る必要があること。</p>	<p>御意見を踏まえ、一般飼養者へのマイクロチップ装着の具体的支援策については、国に対して支援制度の創設を働きかけるとともに、県独自の取組を検討してまいります。</p>	28
5	<p>○野良犬・野良猫問題の解決に向けては、市町や地域住民がそれぞれの役割を認識した上で、連携しながら取り組んでいく必要があることから、それぞれの果たすべき役割を具体的に記述されたいこと。</p> <p>○また、県と野良犬（野良猫）対策協議会の関係性についても、それぞれが適切な行動をとることができるよう、役割を明確にする必要があること。</p>	<p>御意見を踏まえ、野良犬・野良猫問題の解決に向けた県、市町、地域住民の役割が分かりやすくなるよう記述を修正しました。</p> <p>また、各取組の実施主体の役割について、具体的取組一覧に示しました。</p>	29-30 43-50

No	意見の内容	県の考え方・対応方針	関連するページ
6	<p>ペットを飼いつける自信がない家庭を対象に、夏休みなどを利用してペットを一時的に預かることができる里親体験のような仕組みを検討されたいこと。</p>	<p>御意見を踏まえ、小学校の休み期間中に親子連れで参加できる「動物とのふれあい」や「動物飼育」を体験できるイベント等の開催を検討する旨を記述しました。</p>	23
7	<p>災害時にペットを残して避難できないといった意見があることも踏まえ、人とペットの両方の命を守るという意味でも、市町の災害対策部門に対して、災害時に一緒に避難することのできる環境を整備するよう、県として働きかけていく必要があること。</p>	<p>御意見を踏まえ、市町に対して、災害時にペットの受入が可能な避難所を整備するよう働きかけていく旨を記述しました。</p>	25
8	<p>全国的にペット市場が大きく拡大する中、本県の市場規模やペット頭数の増減状況など、現状把握と傾向分析を踏まえた上で、適正飼養に関する監視や教育といった施策の方向性を検討すべきであること。</p>	<p>御意見を踏まえ、全国のペット（犬猫）の飼育状況、そこから導き出した本県の犬猫の飼育状況の推計を記述しました。</p>	14
9	<p>地域における動物愛護の中心的な役割を担う動物愛護推進員の育成については、委嘱人数や研修回数について具体的な数値目標を設定するなど、実効性のある人材育成施策に取り組む必要があること。</p>	<p>御意見を踏まえ、動物愛護推進員の委嘱を増やすために委嘱方法を検討する旨、また、研修回数を具体的に記述しました。</p>	26
10	<p>○新動物愛護センターにおいては、ファミリードックや災害救助犬の育成など、先進的な取組を推し進められたいこと。</p> <p>○また、「動物の命に関する教育の場」としての役割についても、小学校などへ周知されたいこと。</p>	<p>○御意見を踏まえ、新動物愛護センターではモデル犬の育成に積極的に取り組み、これまで活躍の場としてきた「しつけ方教室」等だけではなく、社会福祉施設等でモデル犬とのふれあい行事を行うなど社会貢献に繋がる新たな取組を検討する旨を記述しました。</p> <p>○動物愛護教育を通じて「命の大切さ」を発信していく拠点としての新動物愛護センターの役割について、特に小学校等へ向け周知を徹底します。</p>	21 23

(2)パブリックコメントへの対応

ア パブコメ意見の件数：49件（15名分）

意見を内容別に集約すると次のとおりであった。

<ul style="list-style-type: none">・ 普及啓発・広報の推進・強化（7件）・ 窓口対応への要望（5件）・ 子どもの動物愛護教育の推進（5件）・ ボランティアのTNR活動の支援（5件）・ 地域猫活動の更なる推進（3件）・ 無責任な餌やり対応の強化（2件）・ 動物取扱業の適正化（2件）・ マイクロチップ装着への助成（2件）・ その他（18件）
計 49 件

イ パブコメ意見を踏まえ計画へ反映した内容

- ・ 地域猫活動の推進について、種々の媒体を活用して広報・啓発に努める旨を記述した（P36）。
- ・ 動物愛護管理法の改正により、無責任な餌やり行為は指導及び罰則対象となる可能性があることについて、普及啓発を強化するとともに、必要な指導を行う旨を記述した（P36）。
- ・ 市町、動物病院、警察署におけるマイクロチップリーダーの配備を推進する旨を記述した（P29）。
- ・ 災害発生時の「マニュアル等」に基づく対応と情勢に応じた「マニュアル等」の見直しについて記述した（P25）。
- ・ 迷子動物の写真をSNS発信するなどボランティアと連携して返還に努めている旨を記述した（P34）。
- ・ 「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理」の周知を図るよう記述した（P40）。

5 スケジュール

年月日	内容
令和3年6月24日	生活福祉保健委員会において素案の説明
6月25日～7月26日	パブリックコメントの実施
7月2日	生活福祉保健委員会において素案の集中審議
9月22日	生活福祉保健委員会において、集中審議及びパブリックコメントを踏まえた計画の策定について報告
9月末（予定）	計画の策定、公表